明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務五）　一
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一五）　二

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一一七）　二
○保安林の指定をする件（農林水産四〇九～四一三）　三
○保安林の指定を解除する件（同四一四～四二〇）　三
○消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（経済産業四七）　四
○自動車の型式を指定した件（国土交通一五八～一六五）　四
○自動車の装置の型式を指定した件（同一六六～一七三）　五
○指定自動車の指定製作者等の名称を変更した件（同一七四）　五
○指定装置の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更した件（同一七五～一七七）　六
○道路に関する件（関東地方整備局五二）　六
○浄化槽の型式の認定を更新した件（中部地方整備局三一）　六
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（北海道開発局三一）　六

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
内閣　内閣府　財務省　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔褒　賞〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　九
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　二
公　聴　会
労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　二

〔資　料〕
閣議決定等事項　二

〔公　告〕
諸　事　項
官庁　三
第三者所有物の没収に関する公告、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示、買収前の所有者等への売払いに関する公告関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　三
会社その他　三

省　令

○法務省令第五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第八号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月九日

法務大臣　千葉　景子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「福島―福島―福島」を「福島―福島―茨城―百里（茨城）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

○農林水産省令第十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の表第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するものの項中「福島空港」の下に「、百里飛行場」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。